

相談室だより(みさき・くろさき 2012年4月)

担当：みさき病院 MSW 三宅

新入職員のみなさん入職おめでとうございます。
新入職員の方ならびに職員のみなさんはMSWの存在はご存じですよね?(・・)
では、MSWの業務内容はご存知でしょうか？

おそらく、みなさんの中では、「MSWとは何する人ぞ」と思われている方がいらっしやるのではないのでしょうか。そこで、今回はMSWの業務についてお話します。



Q.業務内容は???

A.実は、厚生労働省保健局長通知が遡ること10年前の平成14年に、

『医療ソーシャルワーカー業務指針』の通知を出しています。以下、抜粋して掲示します。

1 趣旨

少子・高齢化の進展、疾病構造の変化、一般的な国民生活水準の向上や意識の変化に伴い、国民の医療ニーズは高度化、多様化してきている。また、科学技術の進歩により、医療技術も、ますます高度化し、専門化してきている。このような医療をめぐる環境の変化を踏まえ、健康管理や健康増進から、疾病予防、治療、リハビリテーションに至る包括的、継続的医療の必要性が指摘されるとともに、高度化し、専門化する医療の中で患者や家族の不安感を除去する等心理的問題の解決を援助するサービスが求められている。

このような状況の下、病院等の保健医療の場において社会福祉の立場から患者のかかえる経済的、心理的・社会的問題の解決、調整を援助し、社会復帰の促進を図る療ソーシャルワーカーの果たす役割に対する期待は、ますます大きくなってきている。しかしながら、医療ソーシャルワーカーは、近年、その業務の範囲が一定程度明確となったものの、一方で、患者や家族のニーズは多様化しており、医療ソーシャルワーカーは、このような期待に十分応えているとはいえない。精神保健福祉士については、すでに精神保健福祉士法によって資格が法制化され、同法に基づき業務が行われているが、医療ソーシャルワーカー全体の業務の内容について規定したものではない。

この業務指針は、このような実情に鑑み、医療ソーシャルワーカー全体の業務の範囲、方法等について指針を定め、資質の向上を図るとともに、医療ソーシャルワーカーが社会福祉学を基にした専門性を十分発揮し業務を適正に行うことができるよう、関係者の理解の促進に資することを目的とするものである。

本指針は病院を始めとし、診療所、介護老人保健施設精神障害者社会復帰施設、保健所、精神保健福祉センター等様々な保健医療機関に配置されている医療ソーシャルワーカーについて標準的業務を定めたものであるので実際の業務を行うに当たっては、他の医療スタッフ等と連携し、それぞれの機関の特性や実情に応じた業務のウェイト付けを行うべきことはもちろんであり、また、学生の実習への協力等指針に盛り込まれていない業務を行うことを妨げるものではない。

2 業務の範囲

医療ソーシャルワーカーは、病院等において管理者の監督の下に次のような業務を行う。

今年度より、個人的に業務の範囲に沿って月報を作ってみました。みさき病院MSW三宅の4月は以下の結果でした。(件数=対応患者です)

MSW 業務指針月報(4月)		入院	外来
業務項目 療養中の心理的・社会的問題の解決	①受診や入院、在宅医療に伴う不安等の問題の解決を援助し、心理的に支援する。	0	2
	②患者が安心して療養できるよう、多様な社会資源の活用を念頭に置いて、療養中の家事、育児、教育就労の問題の解決を援助する。	0	0
	③高齢者等の在宅療養環境を整備するため、在宅ケア諸サービス、介護保険給付等についての情報を整備し、関係機関、関係職種等と連携の下に患者の生活と傷病の状況に応じたサービスの活用を援助する。	5	2
	④傷病や療養に伴って生じる家族関係の葛藤や家族内の暴力に対応し、その緩和を図るなど家族関係の調整を援助する。	3	0
	⑤患者同士や職員との人間関係の調整を援助する。	0	0
	⑥学校、職場、近隣等地域での人間関係の調整を援助する。	0	0
	⑦がん、エイズ、難病等傷病の受容が困難な場合に、その問題の解決を援助する。	0	0
	⑧患者の死による家族の精神的苦痛の軽減・克服、生活の再設計を援助する。	0	0

	⑨療養中の患者や家族の心理的・社会的問題の解決援助のために患者会、家族会等を育成、支援する。	0	1
退院援助	①地域における在宅ケア諸サービス等についての情報を整備し、関係機関、関係職種との連携の下に、退院・退所する患者の生活及び療養の場の確保について話し合いを行うとともに、傷病や障害の状況に応じたサービスの利用の方向性を検討し、これに基づいた援助を行う。	9	1
	②介護保険制度の利用が予測される場合、制度の説明を行い、その利用の支援を行う。また、この場合、介護支援専門員等と連携を図り、患者、家族の了承を得た上で入院中に訪問調査を依頼するなど、退院準備について関係者に相談・協議する。	8	0
	③退院・退所後においても引き続き必要な医療を受け、地域の中で生活することができるよう、患者の多様なニーズを把握し、転院のための医療機関、退院・退所後の介護保険施設、社会福祉施設等利用可能な地域の社会資源の選定を援助する。なお、その際には、患者の傷病・障害の状況に十分留意する。	11	1
	④転院、在宅医療等に伴う患者、家族の不安等の問題の解決を援助する。	2	0
	⑤住居の確保、傷病や障害に適した改修等住居問題の解決を援助する。	5	0
社会復帰援助	①患者の職場や学校と調整を行い、復職、復学を援助する。	0	0
	②関係機関、関係職種との連携や訪問活動等により、社会復帰が円滑に進むように転院、退院・退所後の心理的・社会的問題の解決を援助する。	1	0
受診・受療援助	①生活と傷病の状況に適切に対応した医療の受け方、病院・診療所の機能等の情報提供等を行う。	0	0
	②診断、治療を拒否するなど医師等の医療上の指導を受け入れない場合に、その理由となっている心理的・社会的問題について情報を収集し、問題の解決を援助する。	0	0
	③診断、治療内容に関する不安がある場合に、患者、家族の心理的・社会的状況を踏まえて、その理解を援助する。	0	0
	④心理的・社会的原因で症状が出る患者について情報を収集し、医師等へ提供するとともに、人間関係の調整、社会資源の活用等による問題の解決を援助する。	0	1
	⑤入退院・入退所の判定に関する委員会が設けられている場合には、これに参加し、経済的、心理的、社会的観点から必要な情報の提供を行うこと。	0	0
	⑥その他診療に参考となる情報を収集し、医師、看護師等へ提供する。	0	16
	⑦通所リハビリテーション等の支援、商談療法のためのアルコール依存者の会等の育成、支援を行う。	0	0
決 経済的 援助 問題の 調整 解決 問	①患者が医療費、生活費に困っている場合に、社会福祉、社会保険等の機関と連携を図りながら、福祉、保険等関係諸制度を活用できるように援助する。	3	1
地域活動	①他の保健医療機関、保健所、市町村等と連携して地域の患者会、家族会等を育成、支援する。	0	1
	②他の保健医療機関、福祉関係機関等と連携し、保健・医療・福祉に係る地域のボランティアを育成、支援する。	0	0
	③地域ケア会議等を通じて保健医療の場から患者の在宅ケアを支援し、地域ケアシステム作りへ参画するなど、地域におけるネットワークづくりに貢献する。	0	0
	④関係機関、関係職種等と連携し、高齢者、精神障害者等の在宅ケアや社会復帰についての理解を求め、普及を進める。	0	0

*受診・受療援助の⑥は、みさき病院物忘れ外来初診時に、三宅がインタビュー面接した患者数です。

余談ですが、業務指針「 4 その他」には・・・こんな記載も・・・

医療ソーシャルワーカーがその業務を適切に果たすために次のような環境整備が望まれる。

(1) 組織上の位置付け

保健医療機関の規模等にもよるが、できれば組織内に医療ソーシャルワークの部門を設けることが望ましい。

医療ソーシャルワークの部門を設けられない場合には、診療部、地域医療部、保健指導部等の保健医療スタッフと連携を採りやすい部門に位置付けることが望ましい。事務部門に位置付ける場合にも、診療部門等の諸会議のメンバーにする等日常的に他の保健医療スタッフと連携を採れるような位置付けを行うこと。

*SW 委員会では、今年度こそ「SW 政策」を作成します！！

みなさん、MSWの業務内容はなんとなくわかりましたか？

私個人としては、月報をつけたことで、みさき病院における MSW のポジショニングがわかるのではないかと思います。また、月報をみると地域活動が課題であることも明確ですね。頑張らなくては(*_*;